

# 水量変更及び断水操作の実施要綱

(平成29年3月31日28川上水水運第825号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、水運用としての水量を変更する場合又は送配水管において断水、減水若しくは濁水となる工事を施行する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 断水 水道又は工業用水道施設の機能が一時的に停止し、水道水の供給が滞ることをいう。
- (2) 減水 水道又は工業用水道管内の水圧低下により、水道水の出が悪くなることをいう。
- (3) 濁水 水道水の色度が5度を超え、若しくはその濁度が2度を超えること又は工業用水道水の濁度が10度を超えることをいう。
- (4) 水量変更 施設整備課、水管理センター、水運用センター、浄水課又は生田浄水場において施行する水運用としての水量の変更をいう。
- (5) 一般水量変更 水量変更のうち、水道施設全体としての総合調整を必要としないものをいう。
- (6) 重要水量変更 水量変更のうち、水運用センターにおいて施行し、水道施設全体としての総合調整を必要とするものをいう。
- (7) 断水操作 サービスセンター、工業用水課、施設整備課、水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水管理センター（以下これらを「工事主管課」という。）又は水運用センターにおいて施行する断水、

減水若しくは濁水を伴う管凍結等の局部断水工法若しくは弁・栓等の操作作業をいう。

(8) 一般断水操作 断水操作のうち、水運用としての水量に大幅な調整を必要としないものをいう。

(9) 重要断水操作 断水操作のうち、水運用センターにおいて施行し、水運用としての水量に大幅な調整を必要とするものをいう。

## 第2章 水量変更

(事前手続)

第3条 施設整備課長、水管理センターの水道施設管理担当の担当課長、水管理センターの施設維持担当の担当課長、浄水課長又は生田浄水場長は、一般水量変更を施行しようとするときは、あらかじめその旨を水運用センター所長に通知するものとし、重要水量変更の施行を必要とするときは、施行予定日の30日前までに、重要水量変更（重要断水操作）依頼書（第1号様式）により水運用センター所長に施行を依頼する。

(水量計画書)

第4条 水運用センター所長は、重要水量変更を施行しようとするときは、当該水量変更の施行について調整を必要とする関係課所場の長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した水量計画書を作成する。

(1) 水量変更の施行日時

(2) 水量変更の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、水量変更に必要な事項

2 前項に規定する関係課所場の長は、水量計画書に従い必要な措置を講じるものとする。

(連絡会議の開催)

第5条 水運用センター所長は、重要水量変更のうち必要と認めるものについ

ては、重要水量変更の施行予定日の15日前までに関係課所場の職員を招集し、連絡会議を開催するものとする。

(起案及び決裁)

第6条 一般水量変更の施行は、これを施行する施設整備課、水管理センター、水運用センター、浄水課又は生田浄水場において起案し、課長専決とする。

2 重要水量変更の施行は、水運用センターにおいて起案し、部長専決とする。

### 第3章 断水操作

(施行上の留意事項)

第7条 断水操作を施行しようとするときは、次に掲げる事項を遵守し、使用者への影響を最小限に留めるよう努めなければならない。

- (1) 作業工程の策定に当たっては、時間帯による水道使用量の多寡に配慮すること。
- (2) 水運用又は使用者への影響が特に大きい断水操作については、所轄消防署及び関係課所の長と協議の上、施行日時を決定すること。
- (3) 断水操作による断水、減水又は濁水の影響範囲は、できる限り縮小するよう十分に検討することとし、隣接する区域で同日に複数の断水操作が施行されないように配慮すること。

(事前手続)

第8条 工事主管課の長は、一般断水操作を施行しようとするときは、断水・減水・濁水届(第2号様式)を作成し、付属図面を添付して、施行予定日の8日前までに次に掲げる関係課所の長に送付する。

- (1) 水道管理課
- (2) 工業用水課(工業用水道に係る断水操作を施行するときに限る。)

(3) 水道整備課、第2配水工事事務所又は第3配水工事事務所

(4) 所管サービスセンター

(5) 水運用センター

(6) 水管理センター

2 工事主管課の長は、重要断水操作の施行を必要とするときは、施行予定日の30日前までに、重要水量変更（重要断水操作）依頼書により水運用センター所長に施行を依頼する。

3 水運用センター所長は、前項の規定により重要断水操作の施行の依頼を受けたときは、断水・減水・濁水届を作成し、付属図面を添付して、施行予定日の8日前までに第1項各号に掲げる関係課所の長へ送付する。

4 水運用センター所長は、第1項の規定により送付を受けた断水・減水・濁水届及び前項の規定により作成した断水・減水・濁水届を、施行予定日の3日前までに所轄消防署の長に送付する。

（断水計画書）

第9条 水運用センター所長は、重要断水操作を施行しようとするときは、当該断水操作の施行について調整を必要とする関係課所の長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した断水計画書を作成する。

(1) 断水操作の施行日時

(2) 断水操作の内容

(3) 使用者への影響

(4) 前3号に掲げるもののほか、断水操作に必要な事項

2 前項に規定する関係課所の長は、断水計画書に従い必要な措置を講じるものとする。

（連絡会議の開催）

第10条 水運用センター所長は、重要断水操作のうち必要と認めるものにつ

いては、重要断水操作の施行予定日の15日前までに関係課所の職員を招集し、連絡会議を開催するものとする。

(広報の実施等)

第11条 断水操作の施行に当たって広報が必要と認める場合は、断水操作の施行予定日の2日前までに行うものとする。

2 前項に規定する事務の処理及び分担については、別表のとおりとする。

(水質検査)

第12条 水道に係る断水操作を施行後、通水開始前に行う水質検査については、水管理センターの水質検査担当の担当課長又は当該断水操作を実施した工事主管課の長において、川崎市上下水道局水質管理指針(平成19年11月26日19川水工水質第744号)により行わなければならない。

2 工業用水道に係る断水操作を施行後、通水開始前に行う水質検査については、当該断水操作を実施した工事主管課の長において、濁度に限定した検査を行い、濁度の基準は10度以下とする。

(配水操作報告書の作成及び送付)

第13条 工事主管課の長又は水運用センター所長は、断水操作を施行したときは、配水操作報告書(第3号様式)又は工業用水道配水操作報告書(第4号様式)を作成するものとする。

2 工事主管課の長は、前項の規定により作成した配水操作報告書又は工業用水道配水操作報告書を、断水操作を施行した月の翌月10日までに水運用センター所長に送付するものとする。

(起案及び決裁)

第14条 一般断水操作の施行は、これを施行する工事主管課において起案し、課長専決とする。

2 重要断水操作の施行は、水運用センターにおいて起案し、部長専決とする

。ただし、重要断水操作のうち、断水、減水又は濁水の影響が3,000戸を超えると見込まれるものについては、上下水道事業管理者決裁とする。

- 3 前条第1項に規定する配水操作報告書及び工業用水道配水操作報告書の作成は、課長専決とする。

#### 第4章 雑則

(中止及び延期)

第15条 水量変更又は断水操作について、やむを得ない理由により施行予定日に施行できなくなった場合は、計画を中止し、改めて施行する。ただし、広報等に影響がなく、所轄消防署及び関係課所場の長と協議の上、延期することができるときは、この限りでない。

- 2 断水操作の中止又は延期に伴う所轄消防署への連絡は、一般断水操作にあつては、施行を計画した工事主管課において行うものとし、重要断水操作にあつては、水運用センターにおいて行うものとする。

(協議)

第16条 この要綱に定めるもののほか、水量変更及び断水操作に関し必要な事項は、関係課所場の長が協議して定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(水量変更及び断水操作の実施要綱の廃止)

- 2 水量変更及び断水操作の実施要綱（平成16年3月16日15川水工水運第264号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日29川上水水運第780号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日7川上水水運第665号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

	断水操作区分	広報の方法	要領	担当部署	備考
上 水	一般断水操作	ビラ配布	対象給水家屋の各戸に配布する。	水道整備課、第2配水工事事務所又は第3配水工事事務所	業務委託
	重要断水操作 共通	車両等による放送	必要に応じて対象区域に車両又は携帯マイクで放送する。	水道整備課、第2配水工事事務所又は第3配水工事事務所	
	一般断水操作	電話連絡等による個別対応	必要に応じて工場、病院、浴場、食品関係、学校（給食）、クリーニング等、工事により影響のある事業所等に対し了解を得る。	水道整備課、第2配水工事事務所又は第3配水工事事務所	
	重要断水操作	電話連絡等による個別対応	必要に応じて工場、病院、浴場、食品関係、学校（給食）、クリーニング等、工事により影響のある事業所等に対し了解を得る。	水道整備課、第2配水工事事務所又は第3配水工事事務所	
		報道発表	必要に応じて、工事内容に係る情報を報道機関に提供する。	サービス推進課	
	工 水	一般断水操作 重要断水操作 共通	電話連絡等による個別対応	工水使用者に対し了解を得る。	工業用水課

第1号様式（第3条関係）

重要水量変更（重要断水操作）依頼書

年 月 日

水運用センター 所長 様

課所場長  
-----

次のとおり、重要水量変更（重要断水操作）を実施するよう依頼します。

事 由	
実施予定日時	自： 年 月 日（ ） 時
	至： 年 月 日（ ） 時
別 添 資 料	



## 配 水 操 作 報 告 書

年 月 日

.....様 .....課所長

工事主管課所名	コート <sup>°</sup> <input type="text"/>	電話	現場責任者	
工 事 名				
工 事 場 所	区		番 号	
	目標 ( )	区コート <sup>°</sup> <input type="text"/>	町丁コート <sup>°</sup> <input type="text"/>	配管図番号 <input type="text"/>
工 事 内 容				
原因者（依頼者）	<input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 建設緑政局 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 突発	
予 定 日 時	.....年 月 日 ( )		.....時 分 から .....年 月 日 ( ) .....時 分 まで	
影 響 区 域				
種 別 及 び 影 響 戸 数	<input type="checkbox"/> 断 水 戸 <input type="checkbox"/> 減 水 戸 <input type="checkbox"/> 濁 水 戸	断水消火栓	単口 個 双口 個	
		緊急時通水	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
雨 天 の 場 合	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 決行	延期 日時	.....月 日 ( ) .....時 分 から .....月 日 ( ) .....時 分 まで	
	<input type="checkbox"/> 小雨決行 <input type="checkbox"/> 延期			
道 路 種 類	<input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> その他	
交 通 区 分	<input type="checkbox"/> 全面通行止 <input type="checkbox"/> 片側通行止			
種 別	<input type="checkbox"/> 送水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> その他			
水 量 調 整 及 び 配 水 系 統 変 更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配水区	<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	
応 急 給 水	<input type="checkbox"/> ポリタン 個 <input type="checkbox"/> 給水車 1t - 台 2t - 台 8t - 台			
苦 情 処 理	<input type="checkbox"/> 一 般 件 <input type="checkbox"/> 公 共 件 <input type="checkbox"/> 生 産 加 工 件			
	<input type="checkbox"/> 小 売 サ ビ ス 業 件 <input type="checkbox"/> 医 療 件			
洗 浄 施 設	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 空気弁		洗浄水量	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

工業用水道配水操作報告書

年 月 日

\_\_\_\_\_様 \_\_\_\_\_課所長

工事主管課所名	<input type="checkbox"/> <small>コード</small> <small>電話</small> <input type="checkbox"/>	現場責任者	
工 事 名			
工 事 場 所	区 番 号		
	<small>目標</small> ( _____ )	<small>区コード</small> <input type="checkbox"/> - <small>町丁コード</small> <input type="checkbox"/>	配管図番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
工 事 内 容			
原因者（依頼者）	<input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 建設緑政局 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		<input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 突発
実 施 日 時	_____年 月 日 ( ) 時 分 から _____年 月 日 ( ) 時 分 まで		
種 別	<input type="checkbox"/> 送水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> その他		
洗 浄 施 設	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 空気弁		洗浄水量 _____ m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		